

横手市ディスポーザ排水処理システム設置要領

(目的)

第1条 この要領は、ディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)を排水設備として設置し、公共下水道、集落排水施設及び浄化槽市町村整備推進事業で設置された高度処理型合併処理浄化槽(以下「下水道等」という。)に接続しようとする場合に必要となる手続、書類、関係者のそれぞれの立場で取るべき措置等について規定し、事務処理を円滑に進めるとともにシステムの適切な維持管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ごみを粉碎し、これを排水処理槽等で処理し、発生した排水を下水道等へ排出する機器の総体であって、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条に基づく配管設備として旧建設大臣認定(以下「大臣認定」という。)を受け、又は社団法人日本下水道協会の「ディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(以下「基準(案)」という。)に適合する評価を第三者指定認定機関等より取得したものをいう。
- (2) 生物処理タイプ ディスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道へ排水するシステムのタイプをいう。
- (3) 機械処理タイプ ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排水するシステムのタイプをいう。
- (4) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者で、次に掲げる者を含む。
 - ア 集合建築物を除く建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸集合建築物の所有者
 - ウ 分譲集合建築物の所有者又は管理組合等の代表者
- (5) メーカー システムについて大臣認定を受け、又は基準(案)に適合する評価を受けた者をいう。

(設置の基準)

第3条 設置できるシステムは、前条第1項第1号に定めるもののうち、市長が設置を認めたものでなければならない。

2 前項で規定するシステムは、ディスポーザの部位単体での設置をしてはならない。

(設置計画の確認)

第4条 システムを設置しようとする者(以下「申請者」という。)は、横手市下水道条例(平成17年横手市条例第269号。以下「下水道条例」という。)第4条、横手市集落排水施設条例(平成17年横手市条例第229号。以下「集落排水条例」という。)第6条、横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例(平成17年横手市条例第159号。以下「浄化槽整備条例」という。)第

4 条の規定による届出の際に、横手市下水道条例施行規程(平成 24 年横手市上下水道事業管理規程第 4 号)第 4 条、横手市集落排水施設条例施行規則(平成 17 年横手市規則第 196 号)第 4 条、横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例施行規則(平成 17 年横手市条例第 142 号)第 2 条に規定するもののほか、次に掲げるものを必要図書として提出するものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム設置計画書(様式第 1 号)
- (2) システムの認定書(写)または適合評価書(写)
- (3) システムの仕様書
- (4) システムに係る給排水施設平面図
- (5) 維持管理計画書(様式第 2 号)
- (6) 維持管理業務委託契約書(写)又は維持管理業務委託契約確約書(様式第 3 号)
- (7) 使用者承継確約書(様式第 4 号)
- (8) その他市長が必要と認める図書

(維持管理の指導)

第 5 条 市長は、下水道条例第 4 条、集落排水条例第 6 条および浄化槽整備条例第 4 条の規定による計画の確認を行うときには、使用者に対し、次の事項の遵守を指導するものとする。

- (1) システムのうち生物処理タイプの維持管理において、市長が確認した計画に基づき、システムの維持管理を適切に行い、専門の維持管理業者または浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく浄化槽管理士を有する維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) システムのうち機械処理タイプの維持管理において、市長が確認した計画に基づき、システムの維持管理を適切に行い、専門の保守点検業者と年 1 回以上の保守点検業務委託契約を締結すること。
- (3) 使用者はシステムの維持管理状況を明らかにするため、生物処理タイプについては、点検、清掃、検査記録簿、並びに機械処理タイプについては、保守点検記録簿をそれぞれ 3 年間保存すること。
- (4) その他市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

2 市長は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができるものとする。

3 市長は、システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査等の措置を講ずるものとする。

(申請者に対する指導)

第 6 条 市長は、下水道条例第 4 条、集落排水条例第 6 条および浄化槽整備条例第 4 条の規定による計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次の事項の遵守を指導するものとする。

- (1) システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者がシステムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであること。
- (2) 前条第 1 項の遵守が必要であることを当該使用者に説明し、当該譲渡等を受けた使用

者から確実にその理解を得るものであること。

(地位の承継)

第7条 申請者は、申請者と使用者が異なる場合で使用者が確定したとき、又はシステムの設置された建築物の譲渡等があったときは、当該建築物の使用者又は譲渡人に対し、次の事項の遵守に対する理解を確実に得るものとする。

(1) システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであること。

(2) 本要領第5条及び第6条の遵守が義務付けられていること。

(メーカーに対する指導)

第8条 市長は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次の事項を指導するものとする。

(1) システムの販売に当たり、申請者に対し、システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明すること。

(2) システムの販売に当たり、申請者に対し、市長の行う維持管理に関する指導を遵守しなければならないことを説明すること。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

横手市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

ディスプレイ排水処理システム設置計画書

建築物の概要	住 所	
	建築物使用者	
	戸数又は階数	
設置するシステム	認定番号又は 適合評価番号	
	メーカー名	
	システム名	
	処理タイプ	生物処理タイプ ・ 機械処理タイプ ・ その他
	施工業者	住 所 名 称
備 考		

横手市長 様

使用者 住所

氏名

電話

ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書

1. 設置するシステムの概要

認定番号又は適合評価番号	
メーカー名	
システム名	
処理タイプ	生物処理タイプ ・ 機械処理タイプ ・ その他

2. 維持管理体制

システム施工上の維持管理体制は、総括責任者を窓口とし、各装置ごとに維持管理者を決めて維持管理を行います。

	維持管理業者	住所	電話
総括責任者			()
粉砕部			()
配管部			()
固液分離部 (機械処理タイプ)			()
排水処理槽部 (生物処理タイプ)			()
汚泥引き抜き (生物処理タイプ)			()

3. 維持管理項目および頻度

装置の点検項目は次のとおりとします。

維持管理項目	保守点検内容	頻度
粉碎部		回／年以上
配管部		回／年以上
固液分離部 (機械処理タイプ)		回／年以上
排水処理槽部 (生物処理タイプ)		回／年以上

4. 処理水質基準

ディスポーザ排水処理システムから排水する汚水の水質基準は以下のとおりとし、水質検査検査については年に1回以上実施し、その結果を3年間保存します。

検査項目	基準値
BOD (生物化学的酸素要求量)	600mg/L 未満
SS (浮遊物質質量)	600mg/L 未満
n-Hex (抽出物質含有量)	30mg/L 以下

横手市長 様

申請者 住所 _____
 氏名(自署) _____
 電話 _____

維持管理業務委託契約確約書

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された下記の建築物を第三者に譲渡し又は貸付けるときは、当該建築物の譲渡人又は借借人等に対し、申請書の添付書類に記載した維持管理計画書に基づき、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について専門の業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを市長に提出する義務があることを説明し、確実にこのことを遵守させることを確約します。

建築物の概要	住 所	
	戸数又は階数	
設置するシステム	認定番号又は適合評価番号	
	メーカー名	
	システム名	
	処理タイプ	生物処理タイプ ・ 機械処理タイプ ・ その他

横手市長 様

申請者(使用者) 住所

氏名(自署)

電話

使用者承継確約書

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された下記の建築物を第三者に譲渡し又は貸付けるときは、当該建築物の譲渡人又は賃借人等に対し、当該ディスポーザ排水処理システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであること、およびこれに伴い横手市ディスポーザ排水処理システム等設置要領第4条第1項の遵守が必要であることを説明し、確実にその履行がなされるようにすることを確約します。

建築物の概要	住 所	
	戸数又は階数	
設置するシステム	認定番号又は適合評価番号	
	メーカー名	
	システム名	
	処理タイプ	生物処理タイプ ・ 機械処理タイプ ・ その他